

愛知県下各労働基準協会「高年齢者安全衛生対策総合支援事業」

高年齢者の労働災害防止 第1回（全3回）

「高年齢者の労働災害防止と職場環境」

労働安全衛生コンサルタント 天野 伸哉



近年、高年齢者が働くということは特別なことではなく、増えてきた。少子高齢化による労働力人口の減少を背景に、高年齢者の雇用は、社会を支える重要な要素となっている。

令和8年4月からは「高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）」が適用され、高年齢者の特性に配慮した職場環境の整備や作業管理の推進が求められている。

そんな中、内閣府の統計によると、一般的に定

年退職の年齢であった60歳以上どころか、65歳以上の雇用者数は年々増加の傾向にあり、雇用者全体に占める割合も上昇を続けている。一方で、労働災害の発生状況を見ると、休業4日以上の死傷災害に占める60歳以上の労働者の割合も増加しており、高年齢者の労働災害防止が課題となっている。

令和7年度の労働災害による死傷者数を見てみると、全産業における半数以上が転倒、動作の反動・無理な動作、墜落・転落で占められており、転倒災害ひとつをとっても高年齢者の場合、骨折などによって長期休業につながる事例も少なくない。



さて、高年齢者という言葉から、かつては「し

わや頭髪などの外見に加え、高齢で体力が衰えた人」をイメージすることが多かったかと思われる。しかし現在の高年齢者は、テレビや新聞で目にする著名人の年齢を聞いて驚くことも少なくないように若々しい。

しかし、外見上の若々しさと身体機能の変化は

別の問題である。人類の身体機能がここ数十年で、ましてや当代のうちに劇的に進化するわけもなく、加齢に伴う視覚、聴覚、筋力、平衡感覚などの変化は誰にでも生じる。もちろんその程度には個人差があるものの、年齢を重ねることによって身体機能が変化すること自体は、避けることのできない自然な現象である。

高年齢者の労働災害について議論される際、一般的には本人の体力や注意力の問題として捉えられがちである。しかし、衛生工学の観点から見ると、労働災害発生の要因は「不安全な行動」の重なり合わせであることに変わりはない。例えば、わずかな段差、見えにくい表示、不適切な照度、無理な作業姿勢を強いる設備配置などは、若年者にとっても、許可できるリスクであったとしても、高年齢者にとっては許可できないリスクとなる可能性がある。

したがって、高年齢者の労働災害防止とは、多様な労働者に適応できる職場環境を整備することにある。

この高年齢者が働くことが当たり前となった時代において、従来の職場環境や作業方法の許可できないリスクを、高年齢者の視点を踏まえて、改めて見直す必要がある。

今回は、この見直しの手法として今回の指針においても重視されている、高年齢者の特性を踏まえたリスクアセスメントの考え方について、衛生工学的な視点から述べていく。

（アマノ労働安全衛生コンサルタント）

イラスト・源 安孝

▽ 愛知県下各労働基準協会主催「高年齢者安全衛生対策無料セミナー」、令和8年10月29日収録。後日配信インターネット受講受付中。お問い合わせは、当協会総合受付（☎052-961-1666）まで。